

匝瑳市市民憲章の制定にかかるパブリックコメント実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、匝瑳市市民憲章の制定にかかるパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「パブリックコメント」とは、市民からの公募文案をもとに匝瑳市市民憲章検討委員会において作成した匝瑳市市民憲章の素案を匝瑳市のホームページ、匝瑳市役所本庁及び野栄総合支所で公表し、市民から当該素案に対する意見（以下「意見」という。）を募集することをいう。

（パブリックコメントの実施期間）

第3条 パブリックコメントの期間は、平成20年11月10日から同年11月28日までとする。

（意見の提出方法）

第4条 意見の提出方法は、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参とする。

2 電話による意見の受付は、しないものとする。

（意見の提出書式等）

第5条 意見の提出書式は、定めない。ただし、当該意見には、「匝瑳市市民憲章（素案）に対する意見」と明記するものとする。

2 市民は、意見の提出に当たっては、住所及び氏名を必ず明記するものとする。

3 前項の住所及び氏名は、当該意見の提出者が市民であることを確認するために収集するものとする。

（有効意見の取扱）

第6条 第4条第1項による意見は、平成20年11月28日までに市長が別に定めるメールアドレスに送信された電子メール、同日までに市長が別に定めるファクシミリ番号に送信されたファクシミリ、同日までに市役所に到達した郵便又は同日までに市役所に持参した文書に記載されたものに限り有効とする。ただし、同日の消印がある郵便については、同日までに市役所に到達しなくても有効とする。

2 市長は、前項の規定により有効とされた意見及びそれに対する市の考え方を、

市ホームページで公表するものとする。

3 意見に対しての個別の回答は、行わないものとする。

(意見の公表)

第7条 提出された意見の記載内容は、住所及び氏名を除き、公表することを前提とする旨を意見募集時に明記するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、企画課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年11月7日から施行する。

(失効)

2 この要領は、平成20年12月28日限り、失効する。